



- ごとに見直すものとし、俸給等の年額が派遣前給与の年額から派遣先報酬等の年額を減じた額を超える場合その他に必要があると認められる場合には、第一項及び前項の規定の例により、俸給等の支給割合を変更し、又は俸給等を支給しないものとする。

3 債給等の支給割合及び支給割合は、前項に規定する場合のほか、派遣先報酬等の額を減じた額を超えるときその他特に必要があると認められるときは、第一項及び第三項の規定の例により、俸給等の支給割合を変更し、又は俸給等を支給しないものとする。

4 前項の規定により俸給等の支給割合を変更した場合における第四項の規定の適用については、派遣職員に係る派遣の期間の初日（第二項の規定により俸給等を支給されることとなつた場合においては、当該支給されることとなつた日）とあるのは、「派遣先報酬等の額又は俸給等の額の変動があつた日」とする。

（派遣職員の職務復帰時における給与の取扱い）

5 第十一条 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）第二十条の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

6 第十二条 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その派遣の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日（規則九一八第三十四条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

7 派遣職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事院と協議して、その者の号俸を調整することができる。

（報告）

第十三条 派遣職員は、任命権者から求められたときは、機構における勤務条件及び業務の遂行の状況について報告しなければならない。

1 この規則は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則

1 （給与法附則第八項の規定の適用を受ける派遣職員の給与）

2 派遣職員が給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となつた場合には、当分の間、同項の規定の適用を受ける職員となつた日を派遣の期間の初日の前日とみなして、第十条第一項及び第三項の規定の例により、俸給等の支給割合を決定し、又は俸給等を支給しないものとする。

3 前項の規定により、俸給等の支給割合を決定し、又は俸給等を支給しないものとした場合における第十条の規定の適用については、同条第一項中「派遣の期間の初日の前日」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となつた日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前二項」と、同条第四項中「派遣の期間の初日」とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受けた職員となつた日（附則第三項の規定により読み替えられた」と、「第一項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、「第一項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第六項中「前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」とする。

は「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、「第四項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えられた第四項」と、「派遣の期間の初日」(一)とあるのは「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となつた日(附則第三項の規定により読み替えられた」とする。

- 附 則（令和二年一二月二八日人事院規則一一七六）抄  
（施行期日）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年九月一日人事院規則一一七七）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年二月一八日人事院規則一一七九）抄  
（施行期日）  
（定義）  
第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）をいう。  
二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。  
三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。  
四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。  
五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。  
六 施行日 この規則の施行の日をいう。  
七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。

（雑則）

第二十五条 附則第三条から前条までに規定するものほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則（令和四年六月二十四日人事院規則一一八一）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年七月一日人事院規則一一六九一一）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一月二三日人事院規則九一一五一）抄  
（施行期日）  
（定義）  
第一条 この規則は、令和六年四月一日から施行する。